

浜松市と国立大学法人静岡大学（情報学部、工学部、電子工学研究所）と国立大学法人浜松医科大学（医学部、光医学総合研究所）との包括連携に関する協定書

浜松市（以下「甲」という。）、国立大学法人静岡大学情報学部（以下「乙」という。）、国立大学法人静岡大学工学部（以下「丙」という。）、国立大学法人静岡大学電子工学研究所（以下「丁」という。）、国立大学法人浜松医科大学医学部（以下「戊」という。）、国立大学法人浜松医科大学光医学総合研究所（以下「己」という。）は、相互協力及び連携について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙、丁、戊及び己が、包括的な連携のもと教育、学術研究、健康・医療・福祉及び産業振興等の各分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与していくことを目的とする。

（連携協力事項等）

第2条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、次の事項について連携及び協力する。

- (1) 教育に関すること
- (2) 学術研究に関すること
- (3) 健康・医療・福祉に関すること
- (4) 産業振興に関すること
- (5) その他、双方が必要と認める事項に関すること

（協定内容の変更）

第3条 甲、乙、丙、丁、戊又は己のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、本協定に基づく活動において、それぞれ相手方から知り得た情報のうち、秘密であることとしたものについては、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、それぞれ相手方が自ら公表した場合又は第三者に対する開示について事前にそれぞれ相手方から文書による同意を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲、乙、丙、丁、戊又は己のいずれからも書面により別段の申し出を行わないときは、更に1年間更新され、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた場合は、甲、乙、丙、丁、戊及び己が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書6通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊及び己がそれぞれ署名の上、各自1通を保管する。

令和7年12月16日

（甲）浜松市長

中野 祐介

（乙）国立大学法人静岡大学情報学部長

小西 建裕

（丙）国立大学法人静岡大学工学部長

福田 充宏

（丁）国立大学法人静岡大学
電子工学研究所長

青木 徹

（戊）国立大学法人浜松医科大学長

斐邊 裕司

（己）国立大学法人浜松医科大学
光医学総合研究所長

尾内 康臣